

## 新型コロナウイルス感染症拡大時の「時限的、特例的な対応」

### ○医療機関における対応

医療機関の医師は、自身の責任の下、医学的に可能であると判断した範囲で、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が可能

#### 1 留意点

初診から、電話や情報通信機器を用いて診療を行うことが適していない症状や疾病等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等を患者に十分説明し、その内容を診療録に記載する

#### 2 処方について

- ・ 診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とする
- ・ 麻薬、向精神薬、抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等の特に安全管理が必要な医薬品の処方はできない
- ・ 処方箋 患者が薬局において電話や情報通信機器による情報提供及び指導を希望する場合は、処方箋の備考欄に「0410対応」と記載し、患者の同意を得て、希望の薬局にFAX等で送付可能。処方箋原本は、薬局へ送付する

#### 3 支払い

銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法も可能

#### 4 研修受講の猶予

時限的・特例的な取扱いが継続している間は、厚生労働省の定める研修を受講していない医師も電話や情報通信機器を用いた診療を行うことが可能

## ○薬局における対応

薬剤師が、患者、服薬状況等に関する情報を得た上で、電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を適切に行うことができると判断した場合に可能

### 1 処方箋の取扱い

- ・ 医療機関から処方箋情報の送付を受けたとき、医療機関から処方箋原本を入手するまでは、FAX等で送付された処方箋を処方箋とみなして調剤等を行う
- ・ 薬局は、医療機関から処方箋原本を入手し、FAX等で送付された処方箋情報とともに保管する

### 2 薬剤の配送

- ・ 調剤した薬剤は、患者と相談の上、薬剤の品質の保持（温度管理を含む）や書留郵便等確実な授与等がなされる方法で患者へ渡すこと。
- ・ 薬局は、薬剤の発送後、薬剤が患者に授与されたことを電話等で確認すること

### 3 支払い

配送料、薬剤費等は、配送業者による代金引換、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法も可能